

# 偽装表示の防止と不正競争防止法

事業者間の公正な競争を確保するために

## 問い合わせ先

経済産業省知的財産政策室  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
電話：03-3501-3752 FAX：03-3501-3580  
\*本資料は、以下のウェブサイトから入手できますのでご活用下さい。  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

## 通報窓口

警察庁生活安全局生活経済対策管理官  
E-mail: fuseishouhin@npa.go.jp  
または最寄りの警察署(生活安全課)

平成20年3月制作・平成21年6月改訂  
製作著作：経済産業省知的財産政策室  
協力：TMI総合法律事務所  
assistant

MILK

成分表

賞味期限  
原産国

CHOCOLATE

BEEF

成分表

賞味期限  
原産国

WATER

成分表

PEACH

成分表



経済産業省



# はじめに

近年、食品の原産地や品質を偽る表示や、商品の品質を実際のものよりも優れたものとして宣伝する表示のように、事業者が自らの商品やサービスに関する表示を偽って不正に利益を得ようとする事案が多数報道されています。

**このような偽装表示は、法律で禁止されている違法な行為です。**

目先の利益に目がくらんで偽装表示に走った場合はもちろん、不注意で虚偽の表示や、誤解を招くような表示を行ってしまった場合であっても、長年の努力により確立してきた取引先や消費者からの信頼を失い、ビジネスの基盤そのものを失う結果になりかねません。

本パンフレットでは、過去に問題とされた偽装表示の例を紹介するとともに、これらを禁止している主な法律である不正競争防止法の誤認惹起表示規制の概要について説明し、偽装表示を防止するための実際の対応等について分かりやすくまとめてあります。

不正競争防止法を正しく理解し、適正な表示を通じて、取引先や消費者等のお客様に安心して商品やサービスを購入していただけるよう、本パンフレットをぜひお役立て下さい。

## 偽装表示の例

商品やサービスに関する偽装表示とはどのようなものをいうのでしょうか。  
過去に問題となった事例や、想定される事例には、どのようなものがあるのでしょうか。

1

### 菓子

- 店頭で売れ残ったお菓子を回収し、包装紙を破棄した上で、再包装し、新たな製造年月日や新たな消費期限を偽って再表示し、改めて店頭で販売した。
- 「新鮮素材使用」と表示しながら消費期限を過ぎた材料を使用してお菓子を製造し、出荷していた。

### 食品

外国から輸入したメロンを、北海道の地形と、夕張メロンの果肉の写真を印刷した包装箱に入れ、特に原産地を表示しないまま夕張メロンを彷彿とさせるような形で販売した。

### 酒の品種

国産のぶどうで製造した発泡性のワインに、目立つように「シャンパン」と大きく表示し、その横に小さく「タイプ」と表示し、一見するとシャンパンであるかのように表示してワインを販売した。

### 衣料品

カシミア以外の毛も含まれているマフラーに、「カシミア100%」と表示して販売した。

### 再生紙

再生紙の古紙配合率が、実際には50%であるのに「古紙100%」として販売した。

### 食肉

- 食肉卸業者が、輸入したオーストラリア産の牛肉を、国産牛肉と偽って国産牛肉よりもはるかに安価な価格で販売した。
- 実際にはタダ同然の「廃鶏」を仕入れて、地域特産の「地鶏」として販売した。

### ブランド品

- 実際には中国で製造されたバッグに「made in Paris」と表示し、フランス製であるかのようにして販売した。
- イタリア物産展に、中国製の家具を「イタリア製」として出展し、販売した。

### 建築物

実際には、建築基準法上の耐震基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているかのように偽装した設計図を用いて、耐震基準を満たさない建築物を建築して「耐震構造万全」と広告し、販売した。

### 陶芸品

陶器製の茶碗の広告において、京都で生産された茶碗でないにもかかわらず、「清水寺」の写真やイラストを表示して、実際の原産地を明記せず販売した。

### 旅行代理店

旅行代理店が、「格安温泉ツアー！今だけ先着50名様に、2万円でズワイガニ食べ放題！」との宣伝文句で募集したにもかかわらず、実際には誰でもツアーに申し込むことができ、ズワイガニ食べ放題のサービスはついていなかった。

# 不正競争防止法における表示規制

「不正競争防止法」では、偽装表示をどのように規制しているのでしょうか。違反に対する救済や処罰には、どのようなものがあるのでしょうか。

2

## 1 不正競争防止法の概要

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です（不正競争防止法第1条）。

不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を阻害する行為を「不正競争」として類型化し、このような行為によって営業上の利益を侵害された者に差止請求権、損害賠償等を認め、また不正競争行為によっては、行為者に対して刑事罰を科しています。

なお、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保するための法律であり、消費者を保護することを目的とする法律ではありません。ただ、表示規制などは、その性質上、事業者を保護するとともに、消費者をも保護する側面ももっています。

### 不正競争とは（例）

他社の有名なロゴやマーク等を不正に使用する行為

他人の商品の形態を模倣した商品を提供する行為

窃取・詐欺・強迫その他不正の手段により営業秘密を取得等する行為

原産地、品質、用途、数量等の誤認をさせる表示をする行為

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知、流布する行為

## 2 不正競争防止法の表示規制の概要

不正競争防止法第2条第1項第13号では、商品の原産地、品質、内容、製造方法等や、役務（サービス）の質、内容、用途、数量等について誤認させるような表示をする行為やそのような表示をした商品を譲渡等する行為を、不正競争行為として規制しています（「誤認惹起行為」といいます。）。

この規制に該当する行為があった場合には、この行為によって営業上の利益を侵害された者は差止・損害賠償請求ができますし、また違反行為に対して刑事罰が科される場合もあります。

不正競争防止法の誤認惹起行為規制は、あらゆる商品やあらゆる役務（サービス）での誤認表示や虚偽表示を対象としています。

誤認惹起行為

差止・損害賠償請求  
刑事罰

### 不正競争防止法第2条第1項第13号

商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

## 3 不正競争防止法違反に対する救済と処罰

### 民事上の請求（救済）

誤認惹起行為があった場合には、誤認惹起行為により営業上の利益を侵害された者又はそのおそれのある者は、その誤認惹起行為の差止、侵害予防行為等を請求することができます（不正競争防止法第3条）。また、その誤認惹起行為によって営業上の利益を侵害された者は、その行為を行った者に対して損害賠償の請求をすることもできます（同法第4条）。

営業上の利益を侵害される場合とは、たとえば、競業他社などが誤認惹起表示をすることで商品の売上を伸ばし、その結果、自己の商品の売上が減少したり、本来であれば売れたはずの商品が売れなくなったりした場合をいいます。一般消費者が、誤認惹起表示によって不利益を被ったとしても、そのような不利益は、営業上の利益の侵害にはあたらないと考えられているため、誤認惹起表示をした事業者に対して、一般消費者が、損害賠償や差止を請求することはできません。したがって、一般的には、誤認惹起行為によって差止や損害賠償請求ができるのは、競業関係などにある事業者に限定されることになります。

誤認惹起表示によって営業上の利益を侵害された事業者が、その失った利益を回復するための方法については、3-2をご覧ください。

### 不正競争防止法第3条

- 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる
- 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

### 不正競争防止法第4条

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

### 刑事上の制裁（処罰）

不正の目的で誤認惹起行為を行った者及び虚偽表示により誤認惹起行為を行った者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（若しくはこれらの併科）に処されます（同法第21条第2項第1号及び同第4号）。したがって、誤認惹起表示を行った企業の代表者など誤認惹起表示に関与した者は、逮捕され、裁判にかけられて、刑事罰が科される場合があります。

また、誤認惹起行為が法人の業務に関して行われた場合には、その法人に対して3億円以下の罰金刑が科せられますので、誤認惹起表示行為を行った企業に対しても高額な罰金が科される場合があります（同法第22条）。

### 不正競争防止法第21条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 不正の目的をもって第2条第1項第1号又は第13号に掲げる不正競争を行った者
- 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第1号に掲げる者を除く。）

### 不正競争防止法第22条第1項

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項第1号、第2号若しくは第6号又は第2項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。



## 4 参考裁判例

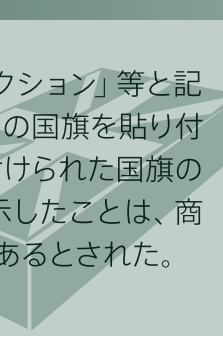
### 民事裁判例

世界のヘアピン事件

平成8年9月26日大阪地裁判決

説明書に「世界のヘアピンコレクション」等と記載し、かつ、ヘアピンの箱に各国の国旗を貼り付けて、それらのヘアピンが貼り付けられた国旗の国で製造されたかのように表示したことは、商品の原産地を誤認させるものであるとされた。

→結果：当該商品の販売差止

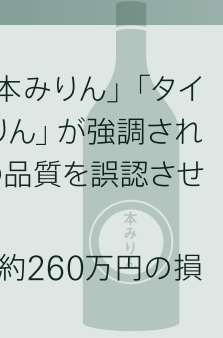


本みりんタイプ事件

平成2年4月25日京都地裁判決

本みりんではない調味料に、「本みりん」「タイプ」「調味料」と表示し、「本みりん」が強調された表示をしていたことは、商品の品質を誤認させるものとされた。

→結果：当該商品の販売差止、約260万円の損害賠償

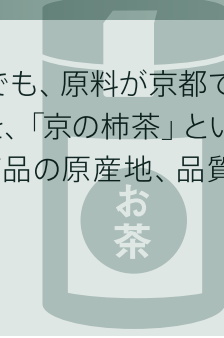


京の柿茶事件

平成6年11月30日東京地裁判決

京都で製造加工されたものでも、原料が京都で産出されたものではない茶を、「京の柿茶」という名称で販売したことは、商品の原産地、品質を誤認させるものとされた。

→結果：当該商品の販売差止

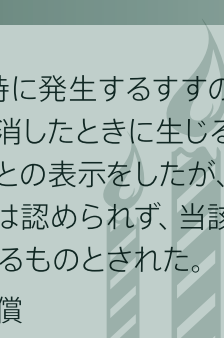


ろうそく事件

平成17年4月28日大阪高裁判決

販売するろうそくに、「燃焼時に発生するすすの量が90%減少している、火を消したときに生じるにおいも50%減少している」との表示をしたが、実験の結果、そのような効果は認められず、当該表示は商品の品質を誤認させるものとされた。

→結果：約710万円の損害賠償



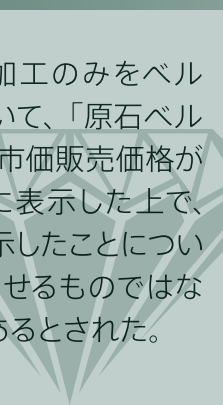
### 刑事裁判例

ベルギーダイヤモンド事件

昭和53年5月23日東京高裁判決

原石はベルギー産ではなく、加工のみをベルギーで行ったダイヤモンドについて、「原石ベルギー直輸入」と表示し、しかも、市価販売価格があたかも高額であるかのように表示した上で、「全商品市価の半額」などと表示したことについて、当該表示は原産地を誤認させるものではないが、品質を誤認させるものであるとされた。

→結果：有罪

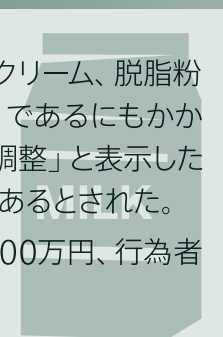


牛乳成分無調整（全酪連）事件

平成9年3月27日仙台地裁判決

実際には「牛乳」ではなく生乳にクリーム、脱脂粉乳、水等が混入された「加工乳」であるにもかかわらず、「種類別牛乳」「成分無調整」と表示したことは、品質を誤認させるものであるとされた。

→結果：有罪（法人には罰金2000万円、行為者には執行猶予付懲役刑）

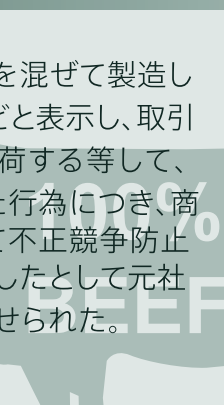


ミートホープ挽肉偽装事件

平成20年3月19日札幌地裁判決

食肉加工業者が鶏や豚などを混ぜて製造したミンチ肉に「牛100%」などと表示し、取引先十数社に約138トンを出荷する等して、代金約3900万円を詐取した行為につき、商品の品質を誤認させるとして不正競争防止法及び刑法（詐欺罪）に違反したとして元社長に対し、懲役4年の刑が科せられた。

→結果：有罪（懲役4年）



法人処罰

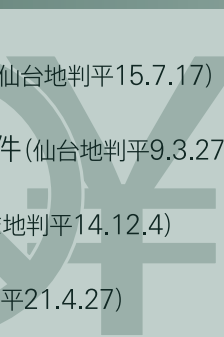
法人処罰の例

・ブラジル産輸入冷凍鶏事件（仙台地判平15.7.17）3600万円の罰金

・牛乳成分無調整（全酪連）事件（仙台地判平9.3.27）2000万円の罰金

・外国産鶏肉表示事件（さいたま地判平14.12.4）1800万円の罰金

・うなぎ産地表示事件（神戸地裁平21.4.27）1000万円の罰金



偽装表示に対する対応

偽装表示を行わないためにはどのようなことに注意すればよいでしょうか。他人の偽装表示を見つけた場合にはどのように対処すればよいでしょうか。

3

## 1 表示をする際に留意すべきこと

- 誤解を招くような表示をしない。
  - 虚偽の表示をしないよう注意することはもちろんですが、取引先や一般消費者が誤認するような表示もしないよう注意が必要です。
- 困ったら経済産業省や専門家に相談。
  - 例えば、A県で生産された原料をB県で加工し、更にC県でも加工して完成させた場合、どこが「原産地」になるのでしょうか？また、衣料品にデザインとして国旗を描いた場合、その国が「原産地」だと誤認されるおそれはないといえるのでしょうか？
  - 具体的な場面で疑問に思うことも多いと思います。そのようなときには、経済産業省知的財産政策室にお問い合わせいただくか、弁護士などの専門家に相談して下さい。

## 2 偽装表示を発見したら？

- 偽装表示を発見した場合には、以下のような対応をとることが考えられます。もっとも、偽装表示と思われる表示であっても、法的にそれが違法な表示に該当するかの判断は難しい場合があります。具体的なアクションを起こす前に、まずは弁護士などの専門家に相談して下さい。
- 当事者間で解決を図る。
  - 他社の偽装表示によって営業上の利益を侵害されている場合や営業上の利益を侵害されるおそれがある場合には、偽装表示を行っている者に対して、警告状を送って、侵害行為を止めるよう交渉することが考えられます。
- 裁判所以外の機関を利用して解決を図る。
  - 第三者に調停人となってもらい、当事者間の合意によって紛争を解決する「調停」、第三者に仲裁人となってもらい、仲裁人の判断によって紛争を解決する「仲裁」などの手続を利用して、偽装表示を止めてもらったり、損害を賠償してもらうことが考えられます。調停や仲裁は、弁護士会の紛争解決センターなどが実施しています。
- 裁判所の手続を利用して解決を図る。
  - 他社の偽装表示によって営業上の利益を侵害されている場合や営業上の利益を侵害されるおそれがある場合には、その差止や損害賠償を求めて、裁判所に訴えを提起することが考えられます。
- 捜査機関に刑事責任の追及を求める。
  - 不正の目的で誤認惹起行為を行った者などには刑事罰が科されます。そこで、偽装表示を発見した場合には、警察や検察庁に対して刑事責任の追及を求めることが考えられます。